

第38回「目の愛護デー」無料電話相談

と き 10月11日(月・祝日)
午前9時～午後4時
内 容 千葉県眼科医会会員が目の健康に関する相談に応じます。

相談専用電話(当日のみ)
043-242-4271

その他 申込不要
問 千葉県眼科医会事務局
☎0436-26-5567

10月1日から千葉県最低賃金が時間額925円に

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」(地域別最低賃金)が、時間額925円(従来の923円から2円引上げ)に改正されました。

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮にこの額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

問 千葉労働局賃金室
☎043-221-2328

消費生活
なび NO.125

国民生活センター
越境消費者センター(CCJ)へ
ご相談ください。



CCJとは、海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談窓口です。CCJは、相談者ご本人が海外事業者とのトラブルを自主的に解決するためのアドバイス等を提供しています。

また、複数ヶ国の海外の窓口機関と連携し、必要に応じて相手国事業者に相談内容を伝達するなどしてトラブルの解決をお手伝いします。

越境消費者センター(CCJ)

のホームページ

問 消費生活相談室(産業課内) 毎週火曜日 午前10時～午後4時
☎84-1233

▲ここは広告枠です。

▲ここは広告枠です。

▲ここは広告枠です。